

マレーシアのイスラム投資信託とシャリーア適格株式

東京外国語大学 福島 康博

マレーシアでは、1983年にイスラム銀行業法(Islamic Banking Act)が成立、同年に最初のイスラム銀行業専門銀行であるバンク・イスラム(Bank Islam Malaysia Berhad, BIMB)が業務を開始して以来、イスラム銀行市場は拡大傾向にある。また、イスラム銀行の実践を通じて培われた銀行によるイスラムの思想への準拠を意味するシャリーア・コンプライアンス(Shari'ah Compliance)は、保険業や証券業へと応用されている。すなわち、イスラム化の対象が銀行から金融全般へと拡大したといえよう。そして、イスラム銀行の事例と同様、法律・制度の整備がなされ、イスラム保険市場やイスラム証券市場が確立した。

とりわけ証券業においては、マレーシアの証券業をつかさどる証券委員会(Securities Commission, SC)が、イスラムに適った金融商品の取引を行うことを目指すイスラム資本市場局(Islamic Capital Market Unit)と、イスラムの観点から監督を行うシャリーア顧問評議会(Shari'ah Advisory Council, SAC)とを設置することによって、市場とその監督体制を整えている。こうした動きに則り、各金融機関がイスラムに適った各種の金融商品を開発しており、さらにこれらを投資対象とするイスラム投資信託(Islamic Unit Trust)が1993年に初めて登場し、その本数と資金量を増やしている。中でも、本数と純資産の総額の双方でもっとも規模が大きいのが、マレーシア企業の株式を対象とするイスラム投資信託である。その投資対象となっているのは、証券委員会のシャリーア顧問評議会によってシャリーア適格株式(Sari'ah Compliant Security)の認定を受けた株式である。

本報告は、マレーシアのイスラム金融、とりわけイスラム投資信託と、その中心的な投資対象であるシャリーア適格株式について、それぞれの制度を叙述し、市場規模などの現状を分析するとともに、両者が直面している課題と今後の方向性を明らかにしていくことを目的とする。そのため、まずイスラム投資信託の仕組みとして、これにかかわる当事者である委託者(Management Company)、受託者(Trustee)、および受益者(Unit Holder)の特徴と、これらに対する証券委員会のシャリーア顧問評議会によるイスラムの視点からの規制を明らかにするとともに、イスラム投資信託を投資対象ごとに分類する。これを受けて次に、イスラム投資信託の歴史を明らかにし、また統計資料を基にイスラム投資信託の市場規模とその変遷を明らかにする。他方、シャリーア顧問評議会における株式のシャリーア適格認定の過程を明らかにするとともに、統計資料に基づきシャリーア適格株式の認定数の変遷と、現在の業種別の分布を明らかにする。そして最後に、これらの議論を踏まえた上で、イスラム投資信託とシャリーア適格株式が抱えている問題点と今後の方向性を探っていく。

キーワード：マレーシア、イスラム投資信託、シャリーア・コンプライアンス